

A9 モデル定款では、基金拠出型医療法人が解散した場合の残余財産については、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとしています。

1. 国
2. 地方公共団体
3. 公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所)の開設者
4. 郡市区医師会又は都道府県医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限りませ)
5. 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

【解説】

一人医師医療法人の場合、国が意図する医療法人の性格とは関係なく、個人所得に対する所得税等の軽減を目的に法人化したケースがかなりの割合を占めていると思われます。また、経過措置型医療法人の出資者である社員に残余財産の帰属を認めているのは事実上の配当ではないかというような指摘もあり、非営利性について整理する必要に迫られ、改正が行われました。

新医療法においては、解散時の残余財産の帰属先を国や一定の医療機関等に限定する規定が設けられ、医療法の趣旨が徹底されることとなりました。

残余財産を国等へ帰属させないための対策として、解散時に役員へ退職金を支給することが考えられます。また、残余財産が退職金の適正額の範囲内となるように毎期役員報酬を検討する必要があります。